

大阪府 大阪市公報

発行所
大阪府役所
大阪市北区中之島1-3-20
電話06-6208-7444

目次

告示

条例制定請求代表者の住所及び氏名並びに請求の要旨	2
一般競争入札の執行(平成24年度個人市民税納税通知書等(当初分)作成等処理業務委託)	3
大阪都市計画地区計画(福駅前地区地区計画)の決定の案の縦覧	6
大阪都市計画用途地域の変更の案の縦覧	7
大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更の案の縦覧	7
落札者等の公示	8
落札者等の公示	8
長居球技場ほか3施設の臨時開場及び供用時間の変更の承認	9
鶴見緑地庭球場の供用時間の変更の承認	10
靱庭球場及び靱テニスセンターの臨時休場、臨時開場及び供用時間の変更の承認	11
大阪城弓道場の臨時開場の承認	11
大阪府中央体育館の供用時間の変更の承認	12
大阪府立東淀川体育館の臨時開場の承認	12
大阪府立北スポーツセンターの臨時開場の承認	13
大阪府立浪速屋内プール及び大阪府立浪速スポーツセンターの臨時開場及び供用時間の変更の承認	13
大阪府立旭スポーツセンターの臨時開場の承認	17
大阪府立阿倍野スポーツセンターの臨時開場の承認	17
大阪府立東住吉スポーツセンターの臨時開場の承認	17
大阪府立修道館の供用時間の変更の承認	18
大阪府立扇町プール及び大阪府立下福島プールの供用時間の変更の承認	18
大阪府立中央屋内プールの供用時間の変更の承認	19
大阪府立西屋内プールの臨時開場の承認	19
大阪府立大阪プールの臨時開場及び供用時間の変更の承認	20
大阪府立淀川屋内プールの供用時間の変更の承認	21
大阪府立東淀川屋内プールの供用時間の変更の承認	22
大阪府立住吉屋内プールの供用時間の変更の承認	22
大阪府立平野屋内プールの臨時開場の承認	22
指定管理者を指定した旨の公告(八幡屋公園ほか12施設)	23
大阪府立住まい情報センターの利用料金の額の承認	23

放置自動車の処理	26
道路法違反物件の除却	27
大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の指定取消し	27
指定給水装置工事事業者の指定	27
公 告	
一般競争入札の執行（古自転車等の売払い）	28
一般競争入札の執行（諸雑品（河川遺留品等）の売払い）	30
一般競争入札の執行（東南環境事業センター天然ガス充填所管理運營業務委託）	32
一般競争入札の執行（自転車保管所古自転車等の売払い）	34
一般競争入札の執行（鉄くずの売払い）	38

告 示

大阪市告示第188号

平成24年 2月14日受理した地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の請求にかかる条例制定請求代表者の住所及び氏名並びに当該請求の要旨は、次のとおりである。

平成24年 2月14日

大阪市長 橋 下 徹

1. 請求代表者の住所及び氏名

大阪府中央区内久宝寺町 2丁目 7番14号	蔦谷 健介
大阪府中央区高津 3丁目 2番34-403号	東 美根子
大阪府中央区安堂寺町 1丁目 2番 8号	林 雄治
大阪府西区南堀江 3丁目15番 7号	松枝 克子
大阪府西区南堀江 2丁目 7番17-605号	長岡 續
大阪府西区九条 2丁目12番14号	堀越 大二郎
大阪府港区市岡元町 2丁目 1番 6号	森田 敏一
大阪府天王寺区上汐 3丁目 6番 3-504号	山本 睦
大阪府浪速区木津川 1丁目 1番 3-206号	野口 直人
大阪府西淀川区佃 1丁目14番 3号	杉本 健吉
大阪府淀川区十三東 3丁目20番 9号	松村 厚
大阪府東淀川区東中島 2丁目 1番 7号	林寺 脩
大阪府東淀川区大桐 5丁目 7番 3-112号	松井 寛子
大阪府東淀川区豊里 3丁目 2番21号	松村 元

大阪市東淀川区豊里3丁目2番21号	松村 志保
大阪市生野区小路東2丁目8番6号	今井 一
大阪市生野区鶴橋1丁目7番3号	小野寺 悠介
大阪市城東区東中浜4丁目4番26号	小玉 有利子
大阪市城東区諏訪4丁目24番2-504号	濱本 尚吾
大阪市阿倍野区西田辺町2丁目2番15号	岡山 牧人
大阪市住之江区粉浜1丁目11番13号	筒井 亘
大阪市住之江区浜口西3丁目2番16-307号	嶋田 三倭子
大阪市住之江区北加賀屋5丁目5番44-1010号	高村 潤
大阪市住吉区南住吉1丁目25番10号	白崎 政男
大阪市住吉区长居東3丁目1番28-703号	裕田 昭男
大阪市西成区萩之茶屋3丁目6番11号	山田 將夫
大阪市西成区天下茶屋北2丁目6番14号	井上 登
大阪市西成区花園北2丁目7番9号	本田 哲郎
大阪市西成区萩之茶屋1丁目9番7号	山中 秀俊
大阪市西成区萩之茶屋1丁目10番20-516号	山田 仮奈代

2. 関西電力管内の原子力発電所の稼働に関する大阪市民投票条例制定請求の要旨

原子力発電所の存在、稼働は、大阪市民のみならず立地先の住民や周辺住民など、夥しい数の人々の暮らしや命を左右します。この「原発」を今後どうするのかという重大な問題を、これまでのように、国と電力会社と立地先自治体の判断のみで決めてしまうのは間違っています。

関西電力管内の原子力発電所に関し、私たちは、主権者、ユーザー（電力消費者）、電力会社の大株主となっている自治体の住民（大阪市は関電株を8.9%保有する筆頭株主）として、これに関与する責任と権利があります。

その責任を担い権利を行使するために、関西電力管内の原子力発電所の稼働について、主権者である私たちが、互いに議論し意思表示をする重要な機会として市民投票の実施を求め、本条例の制定を請求します。

（環境局総務部総務課）

（平24. 2. 14揭示済）

大阪市告示第219号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成24年2月24日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

大阪市財政局税務部管理課（管理グループ）

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

電話06-6208-7746

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 平成24年度個人市民税納税通知書等（当初分）作成等処理業務委託（概算契約）
- (2) 履行期限 平成24年6月29日（金）
- (3) 役務の内容 入札説明書による

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成23・24年度本市入札参加資格有資格者名簿に業務委託用種目「10 情報処理 01 情報処理」で登録していること

ただし、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者については、次のすべての書類が提出できること

- ・ 印鑑証明書（写し不可、発行後3ヶ月以内）
 - ・ 登記事項証明書または登記簿謄本（法人の場合のみ、発行後3ヶ月以内）
 - ・ 使用印鑑届（本市入札参加資格審査申請要領に掲載の用紙を参照すること）
 - ・ 委任状（支店、営業所等で契約を行う場合のみ）
- (5) 平成13年度以降に、官公庁において同程度規模の穿孔、裁断、丁合、ブックキング、封入、封緘、引抜処理を行った契約履行実績（現在履行中の契約を除く）を有することが確認できる契約書の写し及び業務内容の確認できる仕様書の写しが提出できること
 - (6) プライバシーマーク認定またはISMS認証の写しが提出できること

4 入札参加申請書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申出書等の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先
「1 担当部局」に同じ。
- (2) 入札説明書等の交付方法
公示の日から平成24年3月5日（月）までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分までの間、無償により交付する。（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く）
- (3) 入札参加申出書等の受付期間
公示の日から平成24年3月5日（月）までの本市の休日を除く毎日、午前

9時から午後5時30分までの間（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く）

5 入札執行の日時等

(1) 入札書受付期間

平成24年4月5日(木)午前9時30分から午前10時まで

(2) 開札予定日時

平成24年4月5日(木)午前10時

(3) 場所

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市財政局 第5・6会議室（大阪市役所6階南側）

6 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行なった者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を上記4（3）入札参加申出書等の受付期間中に提出し、本市の入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

(1) 契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

(2) 再入札の場合にあつては、前回最低入札価格以上の価格でした入札は無効とする。

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。なお、無効の入札をした者は再度入札に参加することができない。

(4) 開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

- (2) 契約締結については、平成24年度予算発効後とする。
- (3) 契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (5) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the service:
Initial processing system for related document of FY 2012 municipal inhabitant's tax (Rough estimate contract)
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation: 5:30 PM, 5 March 2012
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① in person: from 9:30AM to 10:00AM, 5 April 2012
 - ② by post: 5:00PM, 4 April 2012
- (4) A contact point where tender documents are available:
Administration Department, Tax Division, Finance Bureau, The City of Osaka 3-20, Nakanoshima, 1-chome, Kita-ku, Osaka 530-8201,
TEL: 06-6208-7746

(財政局税務部管理課)

大阪市告示第220号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、大阪都市計画地区計画を決定しようとするので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、その案を告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに大阪市に意見書を提出することができる。

平成24年2月24日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 都市計画の種類
地区計画
- 2 都市計画の決定に係る土地の区域
(福駅前地区地区計画)
大阪市西淀川区福町三丁目地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所
大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階

大阪市計画調整局計画部都市計画課

(計画調整局計画部都市計画課)

大阪市告示第221号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大阪都市計画用途地域を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、その案を告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに大阪市に意見書を提出することができる。

平成24年2月24日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 都市計画の種類
用途地域
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
大阪市西淀川区福町三丁目地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所
大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階
大阪市計画調整局計画部都市計画課

(計画調整局計画部都市計画課)

大阪市告示第222号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大阪都市計画防火地域及び準防火地域を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、その案を告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに大阪市に意見書を提出することができる。

平成24年2月24日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 都市計画の種類
防火地域及び準防火地域
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
大阪市西淀川区福町三丁目地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所
大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階

大阪市計画調整局計画部都市計画課

(計画調整局計画部都市計画課)

大阪市告示第223号

次のとおり落札者等について公示する。

平成24年2月24日

大阪市長 橋 下 徹

[掲載順序]

◎ 契約担当 (所在地)

- ①調達件名、数量 (予定数量) 及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日 (随意契約の場合は契約日) ④落札者 (随意契約の場合は契約相手方)
⑤落札金額 (随意契約の場合は契約金額) ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎ 健康福祉局総務部経理・企画課 (大阪市北区中之島1丁目3番20号)

- ① (仮称) 大阪市認定事務センター 乾式デジタル複合機 長期借入 (単価契約) 6台 ②一般 ③23.12.22 ④富士ゼロックス株式会社 大阪営業所 大阪府中央区瓦町三丁目六番五号 ⑤1.05円 ⑥23.11.11

(健康福祉局総務部経理・企画課)

大阪市告示第224号

次のとおり落札者等について公示する。

平成24年2月24日

大阪市長 橋 下 徹

[掲載順序]

◎ 契約担当 (所在地)

- ①調達件名、数量 (予定数量) 及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日 (随意契約の場合は契約日) ④契約相手方 ⑤落札金額 (随意契約の場合は契約金額) ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎ 契約担当 建設局総務部経理課 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 A T Cビル I T M棟6階

- ①東部方面管理事務所管内下水道施設清掃業務委託 (23-2) ②一般 ③23.12.9 ④アスカ工業 (株) 大阪市住之江区北加賀屋5丁目4番89号 ⑤15,540,000円 ⑥23.9.2

- ①西部方面管理事務所管内下水道施設清掃業務委託 (23-2) ②一般 ③23.11.25 ④アスカ工業 (株) 大阪市住之江区北加賀屋5丁目4番89号 ⑤11,550,000円 ⑥23.9.2

- ①南部方面管理事務所管内下水道施設清掃業務委託（23-2） ②一般 ③
23.12.9 ④（株）ランテック 大阪市城東区成育2丁目7番2号 ⑤12,
495,000円 ⑥23.9.2
- ①北部方面管理事務所管内下水道施設清掃業務委託（23-2） ②一般 ③
23.11.25 ④（株）エコ・テクノ 枚方支店 大阪府枚方市北山1丁目54番
50号 ⑤8,400,000円 ⑥23.9.2

（建設局総務部経理課）



大阪市告示第225号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成24年2月24日

大阪市長 橋下 徹

1 臨時開場

施設名	月 日	供用時間
長居球技場練習室	平成24年3月5日（月）	午前9時から午後5時まで
	平成24年3月12日（月）	
	平成24年3月19日（月）	
	平成24年3月26日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
長居陸上競技場	平成24年3月3日（土）	午前7時から翌日午前0時まで
	平成24年3月10日（土）	
	平成24年3月17日（土）	
	平成24年3月18日（日）	午前6時から午後9時まで
	平成24年3月24日（土）	午前7時から翌日午前0時まで
平成24年3月31日（土）		
長居球技場	平成24年3月3日（土）	午前7時から午後9時まで
	平成24年3月4日（日）	
	平成24年3月10日（土）	午前7時から翌日午前0時まで
	平成24年3月17日（土）	
	平成24年3月18日（日）	午前6時から午後9時まで
平成24年3月24日（土）		

長居相撲場	平成24年3月31日(土)	午前7時から翌日 午前0時まで
	平成24年3月3日(土)	
	平成24年3月10日(土)	
	平成24年3月17日(土)	
	平成24年3月24日(土)	
	平成24年3月31日(土)	
長居陸上競技場 トレーニング場	平成24年3月1日(木)から 同月3日(土)まで	午前9時から午後 9時30分まで
	平成24年3月4日(日)	午前9時から午後 6時まで
	平成24年3月6日(火)から 同月10日(土)まで	午前9時から午後 9時30分まで
	平成24年3月11日(日)	午前9時から午後 6時まで
	平成24年3月13日(火)から 同月17日(土)まで	午前9時から午後 9時30分まで
	平成24年3月18日(日)	午前9時から午後 6時まで
	平成24年3月20日(火)	
	平成24年3月21日(水)から 同月24日(土)まで	午前9時から午後 9時30分まで
	平成24年3月25日(日)	午前9時から午後 6時まで
	平成24年3月27日(火)から 同月31日(土)まで	午前9時から午後 9時30分まで
長居庭球場	平成24年3月1日(木)から 同月2日(金)まで	午前9時から午後 10時まで
	平成24年3月5日(月)から 同月9日(金)まで	
	平成24年3月12日(月)から 同月16日(金)まで	
	平成24年3月19日(月)	
	平成24年3月21日(水)から 同月23日(金)まで	
	平成24年3月26日(月)から 同月30日(金)まで	

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成24年2月24日

大阪市長 橋下 徹

施設名	月 日	供用時間
鶴見緑地庭球場	平成24年3月1日（木）から 同月31日（土）まで	午前9時から午後 9時まで

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

大阪市告示第227号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休場、臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成24年2月24日

大阪市長 橋下 徹

1 臨時休場

施設名	月 日
靱庭球場	平成24年3月12日（月）

2 臨時開場

施設名	月 日	供用時間
靱テニスセンター	平成24年3月5日（月）	午前9時から午後 9時まで
	平成24年3月19日（月）	
	平成24年3月26日（月）	

3 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
靱テニスセンター	平成24年3月1日（木）から 同月31日（土）まで	午前9時から午後 9時まで

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

大阪市告示第228号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成24年2月24日

大阪市長 橋下 徹

施設名	月 日	供用時間
大阪城弓道場	平成24年3月5日(月)	午前9時から午後 9時まで
	平成24年3月12日(月)	
	平成24年3月19日(月)	
	平成24年3月26日(月)	

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第229号

次の施設について、大阪市立体育館条例(昭和31年大阪市条例第45号)第3条第3項及び第4条第2項の規定により読み替えられた第3条第3項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので同条第4項の規定に基づき告示する。

平成24年2月24日

大阪市長 橋下 徹

施設名	月 日	供用時間
大阪市中央体育館 第1体育場	平成24年3月1日(木)から 同月2日(金)まで	午前8時から午後 9時まで
	平成24年3月13日(火)	
	平成24年3月20日(火)	午前7時から午後 9時まで
	平成24年3月27日(火)から 同月30日(金)まで	午前8時から午後 9時まで
大阪市中央体育館 第2体育場	平成24年3月20日(火)	午前7時から午後 9時まで
	平成24年3月27日(火)から 同月30日(金)まで	午前8時から午後 9時まで

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第230号

次の施設について、大阪市立体育館条例(昭和31年大阪市条例第45号)第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成24年2月24日

大阪市長 橋下 徹

施設名	月 日	供用時間
大阪市立東淀川体育館	平成24年3月19日（月）	午前9時から午後9時まで

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

大阪市告示第231号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成24年2月24日

大阪市長 橋 下 徹

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 北スポーツセンター 第1体育場	平成24年3月5日（月） 平成24年3月12日（月） 平成24年3月19日（月） 平成24年3月26日（月）	午後0時30分から 午後5時20分まで
大阪市立 北スポーツセンター 第2体育場		午後0時30分から 午後4時まで
大阪市立 北スポーツセンター 多目的室		午後1時から午後 3時15分まで

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

大阪市告示第232号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項及び大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、大阪市立体育館条例第3条第4項及び大阪市立プール条例第3条第3項の規定に基づき告示する。

平成24年2月24日

大阪市長 橋 下 徹

1 臨時開場

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール	平成24年3月26日（月）	午前9時から午前10時まで及び

大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	平成24年4月2日(月)	午後2時15分から 午後3時15分まで
	平成24年3月5日(月)	午前6時15分から 午前7時45分まで 及び午前10時から 午後10時30分まで
	平成24年3月12日(月)	午前6時15分から 午前8時15分まで 及び午前10時から 午後11時まで
	平成24年3月19日(月)	午前6時15分から 午前7時45分まで 及び午前10時から 午後11時まで
	平成24年3月26日(月)	午前6時30分から 午後9時15分まで

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 浪速スポーツセンター	平成24年3月2日(金)	午前9時から翌日
	平成24年3月6日(火)	午前0時まで
	平成24年3月7日(水)	午前9時から午後 11時まで
	平成24年3月8日(木) から 同月9日(金) まで	午前9時から翌日 午前0時まで
	平成24年3月13日(火)	
	平成24年3月14日(水)	午前9時から午後 11時まで
	平成24年3月15日(木)	午前9時から翌日 午前0時まで
	平成24年3月16日(金)	午前9時から翌日 午前2時まで
	平成24年3月20日(火)	午前9時から翌日 午前0時まで
	平成24年3月21日(水)	午前9時から午後 11時まで
	平成24年3月22日(木) から 同月23日(金) まで	午前9時から翌日 午前0時まで
	平成24年3月27日(火)	
	平成24年3月28日(水)	午前9時から午後

大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場		11時まで
	平成24年3月29日(木)から 同月30日(金)まで	午前9時から翌日 午前0時まで
	平成24年3月1日(木)	午前6時15分から 午前7時45分まで 及び午前10時から 午後11時まで
	平成24年3月2日(金)	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
	平成24年3月3日(土)	午前6時30分から 午後10時30分まで
	平成24年3月4日(日)	午前6時から午後 10時30分まで
	平成24年3月6日(火)	午前6時15分から 午前7時45分まで 及び午前10時から 午後10時30分まで
	平成24年3月7日(水)	午前6時15分から 午前7時45分まで 及び午前10時から 翌日午前0時15分 まで
	平成24年3月8日(木)	午前6時15分から 午前7時45分まで 及び午前10時から 午後10時30分まで
	平成24年3月9日(金)	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
	平成24年3月10日(土)	午前6時30分から 翌日午前0時15分 まで
	平成24年3月11日(日)	午前6時から午後 10時30分まで
	平成24年3月13日(火)	午前6時15分から 午後10時30分まで
	平成24年3月14日(水)	午前6時15分から 午前8時15分まで

	及び午前10時から 翌日午前0時15分 まで
平成24年3月15日(木)	午前6時15分から 午後9時15分まで
平成24年3月16日(金)	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
平成24年3月17日(土)	午前6時30分から 午後10時30分まで
平成24年3月18日(日)	午前6時から午後 10時30分まで
平成24年3月20日(火)	午前6時30分から 翌日午前0時15分 まで
平成24年3月21日(水)	午前6時15分から 午前8時15分まで 及び午前10時から 午後10時30分まで
平成24年3月22日(木)	午前6時15分から 午前8時15分まで 及び午前10時から 午後11時まで
平成24年3月23日(金)	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
平成24年3月24日(土)	午前6時30分から 翌日午前0時まで
平成24年3月25日(日)	午前6時から午後 10時30分まで
平成24年3月27日(火)	午前6時30分から 午後10時30分まで
平成24年3月28日(水)	午前6時30分から 午後11時まで
平成24年3月29日(木)	午前6時30分から 午後9時15分まで
平成24年3月30日(金)	午前6時30分から 翌日午前2時まで
平成24年3月31日(土)	午前6時30分から

		翌日午前0時45分 まで
--	--	-----------------

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)



大阪市告示第233号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成24年 2月24日

大阪市長 橋 下 徹

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 旭スポーツセンター 第1体育場	平成24年 3月 5日（月）	午後 3時30分から 午後 9時30分まで
	平成24年 3月12日（月）	
大阪市立 旭スポーツセンター 多目的室	平成24年 3月19日（月）	
	平成24年 3月26日（月）	

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)



大阪市告示第234号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成24年 2月24日

大阪市長 橋 下 徹

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 阿倍野スポーツセンター 多目的室	平成24年 3月 5日（月）	午前10時30分から 午後 3時まで
	平成24年 3月12日（月）	
	平成24年 3月19日（月）	

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)



大阪市告示第235号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3

条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成24年2月24日

大阪市長 橋下 徹

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 東住吉スポーツセンター 第1体育場		午前9時から午後 1時まで及び 午後4時から午後 9時30分まで
大阪市立 東住吉スポーツセンター 第2体育場	平成24年3月5日(月) 平成24年3月12日(月) 平成24年3月19日(月) 平成24年3月26日(月)	午前9時から午後 3時まで及び 午後5時30分から 午後9時まで
大阪市立 東住吉スポーツセンター 多目的室		午前9時から正午 まで及び 午後4時から午後 7時まで

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第236号

次の施設について、大阪市立修道館条例（昭和37年大阪市条例第40号）第5条第2項の規定により読み替えられた第4条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、第5条第2項の規定により読み替えられた第4条第3項の規定に基づき告示する。

平成24年2月24日

大阪市長 橋下 徹

施設名	月 日	供用時間
大阪市立修道館	平成24年3月3日(土)	午前9時から午後 9時まで
	平成24年3月10日(土)	
	平成24年3月17日(土)	
	平成24年3月31日(土)	

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第237号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3

条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成24年2月24日

大阪市長 橋下 徹

施設名	月 日	供用時間
大阪市立扇町プール 水泳場（25メートルプール） トレーニング場 体育場	平成24年3月1日（木）から 同月31日（土）まで	午前9時から午後10時まで
大阪市立下福島プール 水泳場（25メートルプール） トレーニング場	平成24年3月2日（金）から 同月31日（土）まで	
備考 休館日、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。		

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

大阪市告示第238号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成24年2月24日

大阪市長 橋下 徹

施設名	月 日	供用時間
大阪市立中央屋内プール 水泳場	平成24年3月27日（火）から 同月31日（土）まで	午前8時30分から 午後9時まで

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

大阪市告示第239号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成24年2月24日

大阪市長 橋下 徹

施設名	月 日	供用時間
大阪市立西屋内プール 水泳場	平成24年3月21日（水）	午後2時45分から 午後7時30分まで

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第240号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成24年2月24日

大阪市長 橋下 徹

(1) 臨時開場

施設名	月 日	供用時間
大阪市立大阪プール アイススケート場	平成24年3月5日（月）	午後1時30分から 午後5時まで
	平成24年3月12日（月）	
	平成24年3月19日（月）	

(2) 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
大阪市立大阪プール アイススケート場	平成24年3月1日（木）から 同月2日（金）まで	午前9時から午後 10時15分まで
	平成24年3月3日（土）	午前9時から午後 9時15分まで
	平成24年3月6日（火）	午前9時から午後 10時15分まで
	平成24年3月8日（木）から 同月10日（土）まで	午前9時から午後 10時15分まで
	平成24年3月13日（火）	
	平成24年3月14日（水）	午前9時から午後 9時30分まで
	平成24年3月15日（木）から 同月17日（土）まで	午前9時から午後 10時15分まで
	平成24年3月21日（水）	午前9時から午後 9時30分まで
平成24年3月28日（水）		

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第241号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成24年2月24日

大阪市長 橋 下 徹

施設名	月 日	供用時間
大阪市立淀川屋内プール 水泳場 トレーニング場	平成24年3月2日（金）	午前9時から午後 9時45分まで
	平成24年3月3日（土）から 同月4日（日）まで	午前9時から午後 7時30分まで
	平成24年3月5日（月）から 同月7日（水）まで	午前9時から午後 9時45分まで
	平成24年3月9日（金）	
	平成24年3月10日（土）から 同月11日（日）まで	午前9時から午後 7時30分まで
	平成24年3月12日（月）から 同月14日（水）まで	午前9時から午後 9時45分まで
	平成24年3月16日（金）	
	平成24年3月17日（土）から 同月18日（日）まで	午前9時から午後 7時30分まで
	平成24年3月19日（月）	午前9時から午後 9時45分まで
	平成24年3月20日（火）	午前9時から午後 7時30分まで
	平成24年3月21日（水）	午前9時から午後 9時45分まで
	平成24年3月23日（金）	
	平成24年3月24日（土）	午前9時から午後 7時30分まで
	平成24年3月25日（日）から 同月28日（水）まで	午前8時30分から 午後9時45分まで
	平成24年3月30日（金）	午前9時から午後 9時45分まで
平成24年3月31日（土）	午前9時から午後 7時30分まで	

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

大阪市告示第242号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成24年 2月24日

大阪市長 橋 下 徹

施設名	月 日	供用時間
大阪市立東淀川屋内プール 水泳場	平成24年 3月27日（火）から 同月31日（土）まで	午前 8 時30分から 午後 9 時まで

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

大阪市告示第243号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成24年 2月24日

大阪市長 橋 下 徹

施設名	月 日	供用時間
大阪市立住吉屋内プール トレーニング場	平成24年 3月 1日（木）から 同月31日（土）まで	午前 9 時から午後 10時まで
備考 休館日を除く。		

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

大阪市告示第244号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成24年 2月24日

大阪市長 橋 下 徹

施設名	月 日	供用時間

大阪市立平野屋内プール 水泳場	平成24年3月26日(月)	午前9時から午後 5時まで
	平成24年4月2日(月)	

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第245号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第24条前段の規定により、次のとおり公告する。

平成24年2月24日

大阪市長 橋下 徹

施設の名称	指定管理者	指定の期間
八幡屋公園及び公園内2施設（中央体育館・大阪プール）	大阪市港区田中3丁目1番40号 スポーツパーク八幡屋活性化グループ 代表者 財団法人 大阪市スポーツ・みどり振興協会	平成24年4月1日から 平成28年3月31日まで
長居公園及び公園内8施設（長居陸上競技場・長居第2陸上競技場・長居球技場・長居相撲場・長居庭球場・長居植物園・長居プール・長居運動場）	大阪市港区田中3丁目1番40号 長居公園スポーツみどり振興グループ 代表者 財団法人 大阪市スポーツ・みどり振興協会	平成24年4月1日から 平成28年3月31日まで
咲くやこの花館	大阪市港区田中3丁目1番40号 咲くやこの花館運営グループ 代表者 財団法人 大阪市スポーツ・みどり振興協会	平成24年4月1日から 平成28年3月31日まで

(ゆとりとみどり振興局緑化推進部管理課)

大阪市告示第246号

大阪市立住まい情報センター条例（平成11年大阪市条例第30号）第12条第3項に基づき、大阪市立住まい情報センターの利用料金を承認したので、大阪市立住まい情報センター条例第12条第4項の規定に基づき告示する。

平成24年2月24日

大阪市長 橋 下 徹

1 利用料金

大阪市立住まい情報センターの入場料、観覧料、施設使用料、および附属設備使用料

[ミュージアムにおける入場料]

- (1) 高等学校又は高等専門学校(これらに準ずるものを含む。)の生徒及び大学の学生 1人1回につき300円、団体 200円(20名以上)
- (2) (1)に掲げる者以外の者 1人1回につき600円、団体 500円(20名以上)

[企画展示室における観覧料]

展覧会名	会期	観覧料金
くらしのうつりかわり—なつかしい道具には知恵がある	4月1日～ 4月8日	企画展のみ200円
大坂の陣と大坂城・四天王寺・住吉大社の復興 世界遺産をつくった大工棟梁—中井大和守の仕事(Ⅱ)	4月20日～ 5月20日	企画展のみ300円 同時にミュージアム(常設展)に入場する場合 200円
西本願寺「伝道院」と伊東忠太展—新しい日本の様式建築をめざして	6月9日～ 7月8日	企画展のみ300円 同時にミュージアム(常設展)に入場する場合 200円
世界の木の玩具—春日明夫のトイ・コレクション	7月14日～ 9月2日	企画展のみ300円 同時にミュージアム(常設展)に入場する場合 200円

[施設使用料]

(単位：円)

施設	区分	利用料金										
		入場料その他これに類する料金を徴収しない場合										
		午前9時から 正午まで	午前9時半から 正午まで	午前10時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午前9時半から 午後5時まで	午前10時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	午前10時から 午後9時まで
ホール	平日	16,100	—	10,800	21,500	16,100	37,600	—	32,300	37,600	43,470	39,870
	土曜	19,320	—	12,960	25,800	19,320	45,120	—	38,760	45,120	52,160	47,840
	日祝	—	16,200	12,960	25,800	—	41,990	38,760	—	—	—	—
控室	平日	1,300	—	1,000	1,500	1,300	2,800	—	2,500	2,800	3,420	3,060
	土曜	1,560	—	1,200	1,800	1,560	3,360	—	3,000	3,360	4,100	3,670
	日祝	—	1,500	1,200	1,800	—	3,250	3,000	—	—	—	—
研修室	平日	3,200	—	2,100	4,200	3,200	7,400	—	6,300	7,400	8,460	7,740
	土曜	3,840	—	2,520	5,040	3,840	8,880	—	7,560	8,880	10,150	9,280

	日祝	—	3,150	2,520	5,040	—		8,190	7,560	—			
会議室	平日	1,900	—	1,300	2,500	1,900	4,400	—	3,800	4,400	5,040	4,680	
	土曜	2,280		1,560	3,000	2,280	5,280		4,560	5,280	6,040	5,610	
	日祝	—	1,950	1,560	3,000	—		4,940	4,560	—			
企画展示室	平日	—							34,200	—			
	土曜	—							41,040	—			
	日祝	—							41,040	—			
入場料その他これに類する料金を徴収する場合								上記の5割増し					
ホールと研修室（会議室）を同時利用の場合								上記の1割引き					
ホール利用予定日の1ヶ月前を過ぎての受付の場合								上記の5割引き					
企画展示室の使用日数が1週間を超える場合								超えた日について上記の1割引き					

〔附属設備使用料〕

（単位：円）

品名	附属設備利用料金												
	午前9時から正午まで	午前9時半から正午まで	午前10時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から9時まで	午前9時から午後5時まで	午前9時半から午後5時まで	午前10時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	午前10時から午後9時まで		
映像・音響装置 (ホール用)	一式	4,100				8,200				12,300			
映像・音響装置 (研修室用)	一式	1,900				3,800				5,700			
拡声装置	一式	1,200				2,400				3,600			
	追加	600				1,200				1,800			
スライドフィルムコンバーター	一台	1,300				2,600				3,900			
スライドプロジェクター	一台	1,300				2,600				3,900			
移動式スクリーン	一台	700				1,400				2,100			
オーバーヘッドプロジェクター	一台	500				1,000				1,500			

音声案内装置	一式	—	100	—
--------	----	---	-----	---

2 実施日

平成24年4月1日から

(都市整備局企画部住宅政策課)



大阪市告示第247号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年2月24日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成24年3月9日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

No.	種 類	場 所
1	普通自動車 (三菱 黒色)	大正区小林西2丁目16番先
2	普通自動車 (トヨタ 白色)	大正区小林西2丁目16番先
3	普通自動車 (トヨタ 灰色)	大正区小林西2丁目16番先
4	大型自動車 (三菱 緑色)	大正区北恩加島1丁目15番先
5	普通自動車 (ニッサン 銀色)	大正区泉尾7丁目5番先
6	普通自動車 (トヨタ 黒色)	港区福崎2丁目3番先
7	普通自動車 (三菱 白色)	東住吉区住道矢田6丁目3番先
8	普通自動車 (スズキ 紺色)	東住吉区住道矢田7丁目12番先
9	自動二輪車 (ホンダ 白色)	福島区海老江8丁目3番先
10	自動二輪車 (ホンダ 白色)	淀川区木川東1丁目11番先
11	自動二輪車	淀川区西三国1丁目6番先

(外国車 黒色)

(建設局管理部路政課)

大阪市告示第248号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年2月24日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成24年3月9日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路線名	除却実施場所	物 件
市道西成区第370号線	西成区津守2丁目5番先	鉄 板

(建設局管理部路政課)

大阪市水道局告示第13号

次の金融機関の店舗について、大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の指定取消しをしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成24年2月24日

大阪市水道局長 井 上 裕 之

金融機関名	店 舗 名		所 在 地	廃止年月日
百十四銀行	廃止店	天満橋支店	大阪府中央区大手前1丁目7番31号	平成24年 3月2日
	引継店	大阪支店	大阪府中央区南本町3丁目6番14号	

(水道局総務部経理課)

大阪市水道局告示第14号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第1項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第17条第1項の規定に基づき告示する。

平成24年2月24日

大阪市水道局長 井 上 裕 之

名 称	所 在 地	指 定 日
株式会社 西日本設備	大阪市北区東天満 1丁目 6番 8号ラシーヌ 東天満902号室	平成24年 2月10日
藤木設備工業	大阪府松原市田井城 4丁目 7番14号	
トーエー設備株式会社	大阪府八尾市西高安町 1丁目63番地の 2	
株式会社 喜納工業	兵庫県尼崎市大庄北 3丁目16番16号	
株式会社 阪神計器製作所 西宮支店	兵庫県西宮市中島町 9番10号	

(水道局工務部給水課)

公 告

大阪市公告第41号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成24年 2月24日

大阪市長 橋 下 徹

1 契約担当

〒553-0005 大阪市福島区野田 1-1-86
 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟12階
 大阪市ゆとりとみどり振興局企画部庶務担当 (調達)
 電話06-6469-5136

2 入札に付すべき事項

売払物品	数量
古自転車等	1 山

3 下見日時及び保管場所

下見日時	保管場所	所在地
3月13日 (火) 午前11時から 正午まで 午後1時から 午後3時まで	生野区巽公園予定地	生野区巽西 2-9 付近

※入札希望者は必ず下見をし、「物品買受申込書」に主管局立会者の証印を受けること。証印のない入札は無効とする。

ゆとりとみどり振興局 緑化推進部 管理課

電話：06-6469-3821 FAX:06-6469-3895 担当 谷口・内原

4 入札参加資格

次の（１）及び（２）を満たしていること

(1) 平成22・23年度物品売払い入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部物品等契約担当に下段の「参加申請に要する書類」を提出し、本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成24年3月12日（月）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

（参加申請に要する書類）

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

※平成22・23年度の物品売払入札参加申請要綱は大阪市電子調達システム (<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>) の資料・ご案内→不用品売払入札のご案内→「平成22・23年度物品売払入札参加承認証」の申請要領からダウンロードすること

エ 法人にあっては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあっては、市区町村長発行の印鑑証明書

※エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

(2) 古物営業法に基づく、古物商許可証（行商する）を受けていること

5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間：本公告の日から平成24年3月12日（月）午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時を除く）

(2) 受付場所：上記1と同じ

6 入札参加資格の審査等

5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、4にある承認証等を確認することによるので持参すること。持参しない場合は入札に参加することができない。

7 仕様書の交付方法

本公告の日から平成24年3月12日（月）午後5時30分まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。

8 契約条項を示す場所

上記1と同じ

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限までに納付すること

ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

11 入札執行場所

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟12階

大阪市ゆとりとみどり振興局入札室

12 入札執行日時

平成24年3月14日（水） 午前11時30分

13 入札の方法

物品買受申込書には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること

14 入札に参加できない者

大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者、及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも核当しないことに基づく入札等除外措置を受けている者

15 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

注1）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位の者を落札者とする。

17 その他

落札決定後契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は、契約の解除を行うことがある。

（ゆとりとみどり振興局企画部庶務担当）

大阪市公告第42号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成24年2月24日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号
あべのルシアス13階
大阪市環境局総務部総務課
電話 06-6630-3164

2 入札に付すべき事項

売払物品名	数量
諸雑品（河川遺留品等）	一山

3 下見日時及び場所

下見場所	下見日時
環境局大正工場内 大正区南恩加島1-11-24	平成24年3月13日（火） 午前11時から正午

4 入札参加に要する書類

- (1) 一般競争入札参加申出書兼契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でない旨の誓約書（本市交付）
- (2) 大阪市契約管財局契約部物品等契約担当の発行する平成22・23年度物品売払入札参加承認証の写し

※平成22・23年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.jp/>）の目的別メニュー⑤入札・契約に関する情報を調べる→不用品売払入札のご案内→「平成22・23年度物品売払入札参加承認証」の申請要領からダウンロードすること

5 入札用紙の交付期限

本公告の日から平成24年3月12日（月）午後5時30分まで

6 入札説明書の交付場所等

上記1及び大阪市ホームページからダウンロード可

（http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/21-Curr.html）

7 入札保証金

免除

8 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上を指定期限までに納付すること。

契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

ただし、契約金額を全額即納する場合には契約保証金を免除する。

9 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札執行の日時
平成24年3月14日（水） 午前10時

- (2) 入札執行の場所
あべのルシアスビル12階 大阪市環境局入札室

10 入札の方法

物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分

を含むものとする。

11 入札の無効

(1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

(2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者がした入札

※入札に参加しようとする者は、入札に付すべき事項の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。

12 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

13 その他

(1) 契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

14 問い合わせ先

（売払物品に関する問い合わせ先）

環境局事業部事業管理課 電話06-6630-3226

（入札・契約に関する問い合わせ先）

環境局総務部総務課 電話06-6630-3126

（環境局総務部総務課）

大阪市公告第43号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成24年2月24日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号
あべのルシアス13階

大阪市環境局総務部総務課 電話 06-6630-3164

2 入札に付すべき事項

(1) 役務の名称及び数量

東南環境事業センター天然ガス充填所管理運営業務委託 一式

(2) 役務の特質等

入札説明書による。

- (3) 履行期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- (4) 履行場所
東南環境事業センター
- 3 入札参加資格
- 次に掲げる要件のすべてに該当し、入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 入札参加申出時において、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- (3) 入札参加申出時において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (4) 「高圧ガス保安法」（昭和26年法律第204号）に基づく都道府県知事の許可を得て営業を行っている天然ガス充填施設の管理運營業務を過去に1年以上継続して行った実績があること
- 4 入札説明書の交付場所等
- 上記1及び大阪市ホームページからダウンロード可
(http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/21-Curr.html)
- 5 入札参加申請書の受付期間
- 本公告の日から平成24年3月5日（月）午後5時30分まで
- 6 入札執行の日時及び場所
- (1) 入札執行の日時
平成24年3月16日（金） 午前11時
- (2) 入札執行の場所
あべのルシアス12階 大阪市環境局入札室
- 7 入札保証金等
- (1) 入札保証金
免除
- (2) 契約保証金
- 要 ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第37条の第1項第1号又は第3号に該当するときは、当該契約保証金を免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
- 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、平成24年3月5日（月）までに証明書等を提出しなければならない。提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

9 入札の無効

- (1) 契約規則第28条第1項の規定に該当する入札
- (2) 開札後、落札決定までに、入札参加申出者（参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む。）が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しないものとした入札とみなし無効とする。

10 その他

- (1) 詳細は入札説明書による。
- (2) 契約の締結は、平成24年度予算が発効した時とする。
- (3) 落札決定後、契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

（環境局総務部総務課）

大阪市公告第44号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成24年2月24日

大阪市長 橋 下 徹

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
 A T Cビル I T M棟6階
 大阪市建設局総務部経理課
 電話06-6615-7540

2 入札に付すべき事項

物件番号	売払物品	数量
①	安田外2自転車保管所古自転車等-20	3山
②	南港外3自転車保管所古自転車等-20	4山

3 下見日時及び保管場所

	下見日時	保管場所	所在地

①	3月14日 (水)	午前10時から 午後5時まで	安田保管所	鶴見区安田2丁目5番16号
			大宮保管所	旭区大宮1丁目1番32号
			長吉南保管所	平野区长吉長原東1丁目2番先
②	3月14日 (水)	午前10時から 午後5時まで	南港保管所	住之江区南港東5丁目3番41号
			西島保管所	西淀川区西島1丁目2番付近
			新木津川大橋 保管所	住之江区柴谷1丁目2番付近
			北港保管所	此花区北港2丁目1番付近

※下見を希望する場合は、下見日前日の正午までに、次の担当に電話連絡の上仕様書添付の「保管所下見予約票」をファクシミリにて送信すること（ただし、本市の休日を除く。）

建設局管理部自転車対策課

電話 06-6615-6684

FAX 06-6615-6577

4 入札参加資格

- (1) 平成22・23年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部物品等契約担当に本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成24年3月13日（火）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

（参加申請に要する書類）

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

*平成22・23年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>）の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成22・23年度申請書」からダウンロードすること

エ 法人にあつては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあつては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあつては、市区町村長発行の印鑑証明書

*エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

- (2) 古物営業法に基づく、古物商許可証（行商する）を受けていること

5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 本公告の日から平成24年3月13日（火）午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後1時から午後1時45分までを除く。）
- (2) 受付場所 上記1に同じ

6 入札参加資格の審査等

- (1) 5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、4にある承認証等を確認することによるので、持参すること

- (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、入札時に本人確認を行うので、17（2）にある本人確認書類を必ず持参すること。

7 仕様書の交付方法

本公告の日から平成24年3月13日（火）午後5時30分まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。

8 契約条項を示す場所

上記1に同じ

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限（入札日当日）までに納付すること

ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

11 入札執行場所

A T Cビル I T M棟 6階 大阪市建設局入札室

12 入札執行日時

- ① 平成24年3月15日（木） 午前10時
② 平成24年3月15日（木） 午前10時30分

13 入札の方法

- (1) 入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること

- (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記載される個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること

14 入札に参加できない者

地方自治法施行令第167条の4に該当する者、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

15 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

（注1）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資

格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位の者を落札者とする。

17 契約の決定、決定の無効

(1) 落札者について、本人確認を行い、本人確認ができない場合は、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第32条第2項に該当するとして、契約の締結は行わない。

(2) 本人確認は、次の書類を提示する方法により行う。

ア 下記書類を1点提示すれば足りる場合

運転免許証、旅券、外国人登録証明書、写真付き住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書

イ 下記書類を複数提示する方法による場合

被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険）、共済組合証、高齢受給者証、国民年金手帳、年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険）、共済年金証書、恩給証書、写真の貼付のない住民基本台帳カード、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの

18 その他

(1) 10の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第32条第3項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。

(2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(3) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

（建設局総務部経理課）


大阪市公告第45号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成24年2月24日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟10階
大阪市港湾局総務部経営監理担当（調達）
電話 06-6615-7716

2 入札に付すべき事項

鉄くず 1山

3 下見の日時及び場所

入札に参加しようとする者は、次の日時・場所において行う下見に参加すること

日 時 平成24年3月14日（水）午後2時30分～午後3時30分

場 所 大阪市大正区鶴町2丁目20番47号

4 入札参加資格

平成22・23年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部物品等契約担当に本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成24年3月13日（火）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

（参加申請に要する書類）

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

*平成22・23年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>）の目的別メニュー⑤入札・契約に関する情報を調べる→不用品売払入札のご案内→「平成22・23年度物品売払入札参加承認証」の申請要領からダウンロードすること

エ 法人にあつては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあつては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあつては、市区町村長発行の印鑑証明書

*エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 本公告の日から平成24年3月13日（火）午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

(2) 受付場所 上記1に同じ

6 入札参加資格の審査等

5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、4にある承認証を確認することによるので、持参すること

7 仕様書の交付方法

本公告の日から大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。

8 契約条項を示す場所

上記1に同じ

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限までに納付すること

ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

11 入札執行場所

大阪市港湾局入札室（大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟10階）

12 入札執行日時

平成24年3月15日（木） 午前10時30分

13 入札の方法

物品買受申込書には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること

14 入札に参加できない者

地方自治法施行令第167条の4に該当する者、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者及び大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

15 入札の無効

大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

（注1）下見についての主管担当立会者確認印の無い入札は無効とする。

（注2）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位の者を落札者とする。

17 その他

(1) 契約締結時において、4（1）の承認を受けている者が、個人の場合は

本人及び法人の場合は代表者以外の者が手続きを行う場合は、委任状を必ず提出すること

- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

18 問い合わせ先

港湾局総務部経営監理担当（調達） 電話 06-6615-7716

（港湾局総務部経営監理担当）